

和歌山工業高等専門学校における勤務時間外に大規模災害が発生した場合の 緊急対応に関する申合せ

制 定 令和6年6月1日

(目的)

第1条 この申合せは、夜間、休日等（以下「勤務時間外」という。）に和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）を含む周辺地域において、大規模災害が発生した場合に備え、あらかじめ緊急参集体制を構築し、迅速な初動対応を行うことにより、教育研究活動等の学校機能を継続または早期に回復させることを目的とする。

(組織体制の確立)

第2条 御坊市及び隣接する町（印南町、美浜町、日高町、日高川町）（以下「御坊市及び周辺地域」という。）において、震度5弱以上の地震が発生した場合や、和歌山県下において学校運営に支障をきたすと考えられる災害が発生した場合、リスク管理室長は、速やかに対面もしくはMicrosoft Teamsによりリスク管理室会議を開催し、情報収集及び情報共有を図るとともに、対策本部の設置の可否を判断し、必要な場合は教職員に対し適切な指示を行うものとする。その際、リスク管理室構成員は、リスク管理室長の招集に基づき、自身の安全を確保したうえで、会議に出席するものとする。

(学生寮の対応)

第3条 勤務時間外に大規模災害が発生した場合は、宿日直教員及び寮父母は、自らの判断により学生の避難誘導を行うものとする。避難先は「おがたまの丘」とする。宿日直教員は、避難誘導の後、事態が落ち着いてきたと判断した場合は、寮務主事（連絡のとれないときは寮務主事以外のリスク管理室構成員または総務課長）に連絡し、状況の説明を行うものとする。

(教職員の対応)

第4条 全ての教職員は、御坊市及び周辺地域または自身の現在地において、震度5弱以上の地震が発生した場合は、身の安全を確保した後、通信インフラが機能している場合は、Microsoft Forms等から速やかに安否情報等を報告するものとする。

2 常勤の教職員は、勤務時間外に本校リスク管理室より要請があった場合、自身の安全を確保するとともに、家族等の安否を確認した上で、安全に参集できると判断したときは、本校へ速やかに参集するものとする。ただし、居所が遠方である場合や道路等の状況により参集が困難な場合はこの限りではない。

(参集方法及び場所)

第5条 大規模災害発生時は、公共交通機関の停止や道路の損壊、崩落等による二次災害の発生が懸念されるため、安全な方法で学校へ参集するものとする。

参集場所は、メディアセンター棟2階「ラーニング・ラボ」とする。ただし、建物損壊等により施設の使用が困難な場合は、「おがたまの丘」に参集するものとする。

なお、参集途上で津波に関する警報・注意報が発令された場合は、速やかに高台に避難する等、自身の安全確保を優先する。

(大規模災害時における周知方法)

第6条 大規模災害発生後、しばらくの間は電話等が繋がりにくくなることが懸念されるため、原則として、学校からの周知は、本校ホームページ、Microsoft Teams 及びさくら連絡網を利用するものとする。

附 則

この申合せは、令和6年6月1日から施行する